

国空安政第 1097 号  
国官参航安第 436 号  
令和 5 年 9 月 5 日

スカイマーク株式会社  
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

**整備従事者による法定アルコール検査を実施せずに整備に係る業務を  
実施した事態について  
(嚴重注意)**

令和 5 年 6 月 19 日、福岡空港において貴社所属の整備従事者が、整備規程及び業務規程に定める運航前整備を開始する前の法定アルコール検査を未実施のまま、整備責任者に対して法定アルコール検査を実施し問題なかった旨の事実と異なる報告をし、整備業務を開始した。また、当該整備責任者は、整備規程附属書(アルコール検査実施要領)に定める「アルコール検査シート」の確認を行わず、整備従事者からの口頭での報告のみをもって、整備業務の開始を指示した。

これらについて、貴社から同日に航空局へ報告があった。

上記の整備従事者が、事実と異なる報告を行ったこと等については、出社前アルコール検査においてアルコールが検知されていなかったことなどから、悪質性はないと認められる。

一方で、上記の整備従事者及び整備責任者の行為は、

- 航空法第 104 条第 1 項に基づき認可を受けた貴社の整備規程及び同法第 20 条第 2 項に基づき認可を受けた貴社の業務規程において、運航前整備を実施する整備従事者は、整備業務の開始前に酒気帯びではないことを確認するためのアルコール検査を実施するよう定めた規定
- 整備規程附属書(アルコール検査実施要領)において、整備責任者は、「アルコール検査シート」と勤務表等を照合し、担当シフト帯の整備従事者のアルコール検査が抜け漏れなく実施され、完了していることを確認するよう定めた規定

に違反するものである。

貴社は、令和 4 年 12 月 25 日に長崎空港において整備従事者が酒気帯びで整備業務を実施した事案により、令和 5 年 2 月 7 日に業務改善勧告等の行政指導を受け、当該行政指導に対する報告を令和 5 年 2 月 24 日に提出している。

この中で、抜本的な是正措置として、来年 1 月からの顔認証技術等を活用した検査システムの導入を目指し、その間の暫定措置として、出社前検査(社内検査)を厳格化(組織的確認の導入)し、酒気帯び業務の防止を図ることとしていた。本事案においても、出社前検査(社内検査)は適切に実施されていた。

一方で、当該報告の中で、貴社は、「関連する適切な規程・基準及び手順等は有しているものの、それらが設定された原理原則を含めた目的的理解や実際の運用に則した適切な規程等の運用が行えな

かった事が本件の主たる原因であり、関連する教育体系の見直しを図るとともに、その浸透度合いを確認する有効性の評価を適切に実施していく』としていたところ、本事案においては、現業部門が規程に定める実施確認方法の目的を十分に理解していなかったこと、また、本社が現業部門における実際の運用を把握していなかったことにより、手順等の有効性の評価が不十分であったなどの問題点も発生に関与していると認められる。

本事案は、酒気帯び業務といった重大性はなく、酒気帯び業務を防止するための対策強化は図られていたものの、行政指導を受け改善を図っていく過程にある中、法定検査の未実施事案を防止できなかったという点で、貴社の安全管理体制には未だ改善の余地があるといわざるを得ず、嚴重に注意する。

については、今回の事態が発生した原因及び背景となった要因を調査し、今後二度と同様な事態を発生させないための再発防止策を検討の上、令和5年9月19日までに文書で報告されたい。

以 上